

公 告

次のとおり企画公募を行います。

1. 企画公募に付する事項

(1) 件名

東京学芸大学下馬地区土地貸付事業

(2) 貸付不動産の表示

東京都世田谷区下馬四丁目35番7 2,082 m²
(東京都世田谷区下馬4-1-5)

(3) 貸付方式

貸付不動産に借地借家法(平成3年法律第90号)第22条の一般定期借地権を設定し、事業者に貸付。詳細は、別途配布する企画公募の募集要項による。

(4) 期間

50年

(5) 応募方法

本学は、国立大学法人法第三十四条の二における土地等の貸付を行うため、国立大学法人の土地であることを理解し、周辺環境と調和のとれた施設を整備・運営する事業者を企画公募にて選定する。本公募の参加にあたっては、別途配布する募集要項等に基づき、運営に係る事項について企画提案書を作成し、提出すること。

2. 企画公募の参加資格

(1) 企画公募参加者の構成等

企画公募参加者(以下「公募参加者」という。)は、本事業を行う企画力、資本力等の経営能力を備えた単独企業(以下「公募参加企業」という。)又は複数の企業により構成されるグループ(以下「グループ」という。)とし、グループの場合、代表企業を定めることとする。本学と事業敷地に係る一般定期借地権設定契約を締結する者が代表企業になることを原則とする。

(2) 公募参加者の資格要件

本件に応募することができるのは、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ① 法人等(法人又は団体をいう。)であること。
- ② 国立大学法人東京学芸大学契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- ③ 国立大学法人及び国の機関並びに地方公共団体から取引停止の処置を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しない者。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続開始の申立をしている者。
 - ウ 破産者で復権を得ない者。
 - エ 役員等(役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表する者をいう。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号から第6号までに規定する団体(以下「暴力団」という。)の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの(構成員とみなされる場合を含む。))。以下「暴力団員」という。)である者。

- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ケ 暴力団又は暴力団員及びオからクまでに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者。
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者。
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けている者。
- シ 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- ス 経営不振の状態(会社の整理を始めたとき、会社の特別清算を開始したとき、破産の申立がされたとき、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項に基づき更生手続開始の申立がなされたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項に基づき再生手続開始の申立がなされたとき及び手形又は小切手が不渡りになったとき。)である者。
- ⑤ 公募に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。
- ⑥ 本事業に関して本学が支援業務を委託した大和不動産鑑定株式会社と資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑦ その他本学が契約相手方として不適当と認めた者でないこと。

複数グループでの応募の場合、その代表事業者と構成員は、他の応募者として重複参加することはできない。

3. 企画公募募集要項を交付する場所等

東京都小金井市貫井北町 4-1-1(本部棟2階)
国立大学法人東京学芸大学財務・研究推進部財務課

4. 参加資格確認申請書等の提出期限、提出場所及び照会先

〒184-8501
東京都小金井市貫井北町 4-1-1(本部棟2階)
国立大学法人東京学芸大学財務・研究推進部財務課専門員
電話:042(329)7660

参加資格確認申請書提出期限 令和5年1月13日(金)17時(必着)

企画提案書提出期限 令和5年2月10日(金)17時(必着)

(郵送(簡易書留、宅配便等)する場合には期限までに必着のこと)

5. 企画内容の審査に関する事項

企画提案者のうち、本学が設置する審査委員会において、募集要項等に示す要件を全て満たした者を対象に、業務の取組方法等の企画内容を総合的に評価の上、最も評価の高い者を優先交渉権者として選定し、契約交渉を行うものとする。

また、審査を実施した全ての提案者に対し、選定結果を書面により連絡する。

6. その他

(1) 契約保証金 要

(2) 応募者に要求される事項

この企画公募に参加を希望する者は、公募参加資格確認申請書及び企画公募参加資格を有することを証明する書類を提出期限までに提出しなければならない。なお、参加資格を満たしていることが確認できた応募者については事業の実施内容に関する企画提案書を提出期限までに提出しなければならない。その他、応募者は、本学から当該書類に関し説明を求められた場合には、応募者の負担において完全な説明をしなければならない。

(3) 企画提案書の無効

本公告に示した企画公募参加資格のない者の提出した企画提案書、応募者に要求される事項を履行しなかった者の提出した企画提案書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 契約相手方及び契約条件の決定方法

事業の実施内容に関する企画提案及び応募者の経営等の健全性等を評価し、優先交渉権者を決定する。その後、本学と優先交渉権者との間で、契約条件等について協議のうえ、必要な各種契約締結等を規定する基本協定書を締結する。

(6) その他 詳細は、募集要項による。

令和4年11月25日

国立大学法人東京学芸大学